

高圧ガス事故の状況、 重大事故及び法令違反件数について

※事故件数に関しては、2026年1月16日時点の調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある。

2026年3月11日

大臣官房産業保安・安全グループ 高圧ガス保安室

1. 高圧ガス事故の状況

2025年の高圧ガス事故の発生状況

- 2025年の事故件数は、**745件**（対前年**73件**減少）。うち、噴出・漏えいが約9割。
※所有又は占有する高圧ガスや容器の喪失・盗難の件数は除く。
- 2025年の人身事故件数は**32件**（対前年**20件**減少）
うち、死者は**2名**（対前年**1名**減少）、負傷者（重傷者と軽傷者の計）は**43名**（対前年**19名**減少）
- 2025年の重大事故件数は、A級**0件**（対前年**同**）、B1級**3件**（対前年**同**）

【事故の分類】

	①死者数	②重傷者数	③負傷者数	④物的被害額	⑤その他
A級	死者5名以上	死者及び重傷者の合計10名以上（①以外）	死者及び負傷者の合計30名以上（①②以外）	甚大な物的災害（5億円以上）	大規模な火災等が進行中で大災害に発展するおそれがある事故
B1級	死者1名以上4名以下	重傷者2名以上9名以下（①以外）	負傷者6名以上29名以下（①②以外）	多大な物的被害（1億円以上5億円未満）	
B2級	—	—	—	—	同一事業所内の1年以内の再発（C1級）事故

※A級は①から⑤のいずれかに該当するもの、B1級は①から④のいずれかに該当するもの。

※負傷者は、重傷者と軽傷者をいう。

※事故件数については2026年1月16日までに報告があったものであり、今後変更があり得る。

※高圧ガス保安法第63条第1項では、「災害」、「所有又は占有する高圧ガスや容器の喪失・盗難」の場合に事故届を提出することを規定。

※災害の定義

爆発：高圧ガス設備等が爆発したもの

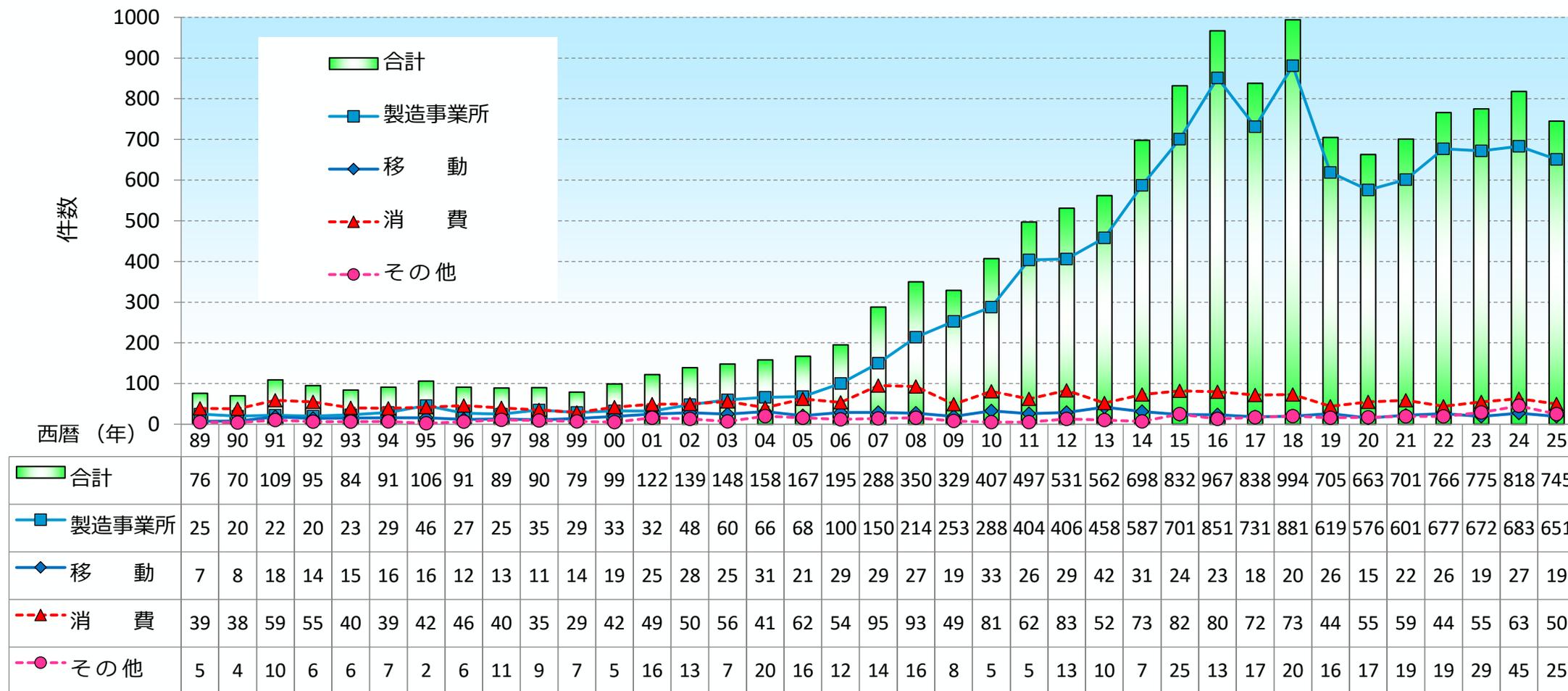
火災：高圧ガス設備等において燃焼現象が生じたもの

噴出・漏えい：高圧ガス設備等において高圧ガスの噴出又は漏えいが生じたもの

破裂・破損等：高圧ガス設備等の破裂・破損又は破壊が生じたもの

高圧ガス事故全体の件数推移

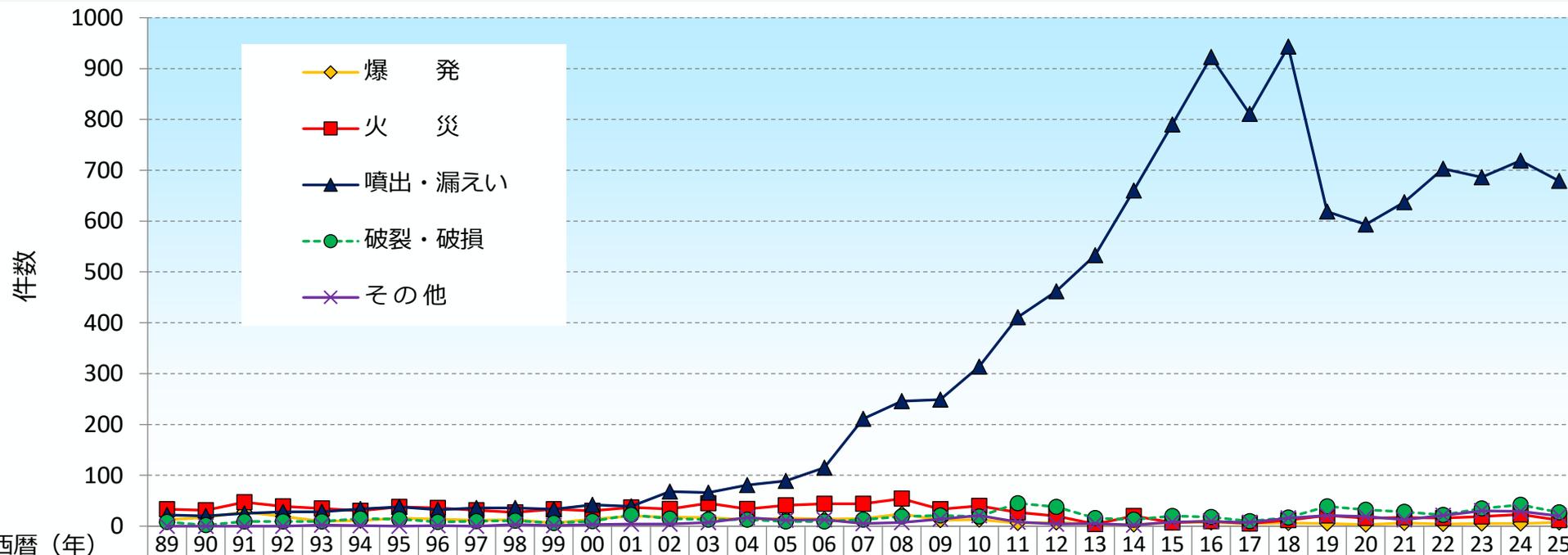
- 2025年の全体の事故件数は**745**件となり、前年より**73**件減少。
- 高圧ガス事故の多くは、製造事業所において発生。



注：事業所からの追加的な事故報告等があるため、本資料の事故件数は、昨年度の高圧ガス小委員会で報告された件数とは一致しない。

現象別の事故件数の推移

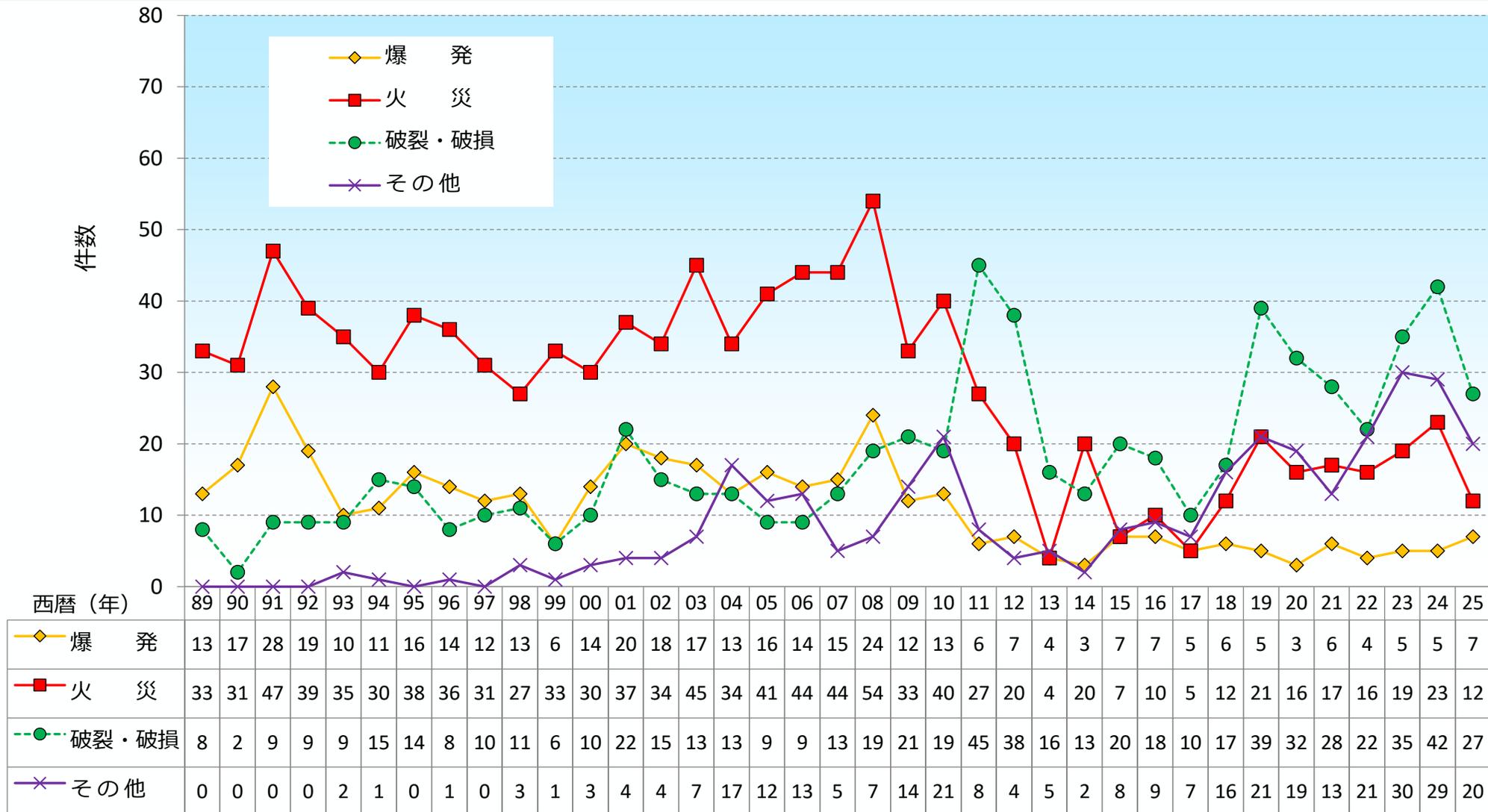
- 近年の事故件数のうち約9割が噴出・漏えいによる事故。



西暦 (年)	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
合計	76	70	109	95	84	91	106	91	89	90	79	99	122	139	148	158	167	195	288	350	329	407	497	531	562	698	832	967	838	994	705	663	701	766	775	818	745
爆発	13	17	28	19	10	11	16	14	12	13	6	14	20	18	17	13	16	14	15	24	12	13	6	7	4	3	7	7	5	6	5	3	6	4	5	5	7
火災	33	31	47	39	35	30	38	36	31	27	33	30	37	34	45	34	41	44	44	54	33	40	27	20	4	20	7	10	5	12	21	16	17	16	19	23	12
噴出・漏えい	22	20	25	28	28	34	38	32	36	36	33	42	39	68	66	81	89	115	211	246	249	314	411	462	533	660	790	923	811	943	619	593	637	703	686	719	679
破裂・破損	8	2	9	9	9	15	14	8	10	11	6	10	22	15	13	13	9	9	13	19	21	19	45	38	16	13	20	18	10	17	39	32	28	22	35	42	27
その他	0	0	0	0	2	1	0	1	0	3	1	3	4	4	7	17	12	13	5	7	14	21	8	4	5	2	8	9	7	16	21	19	13	21	30	29	20

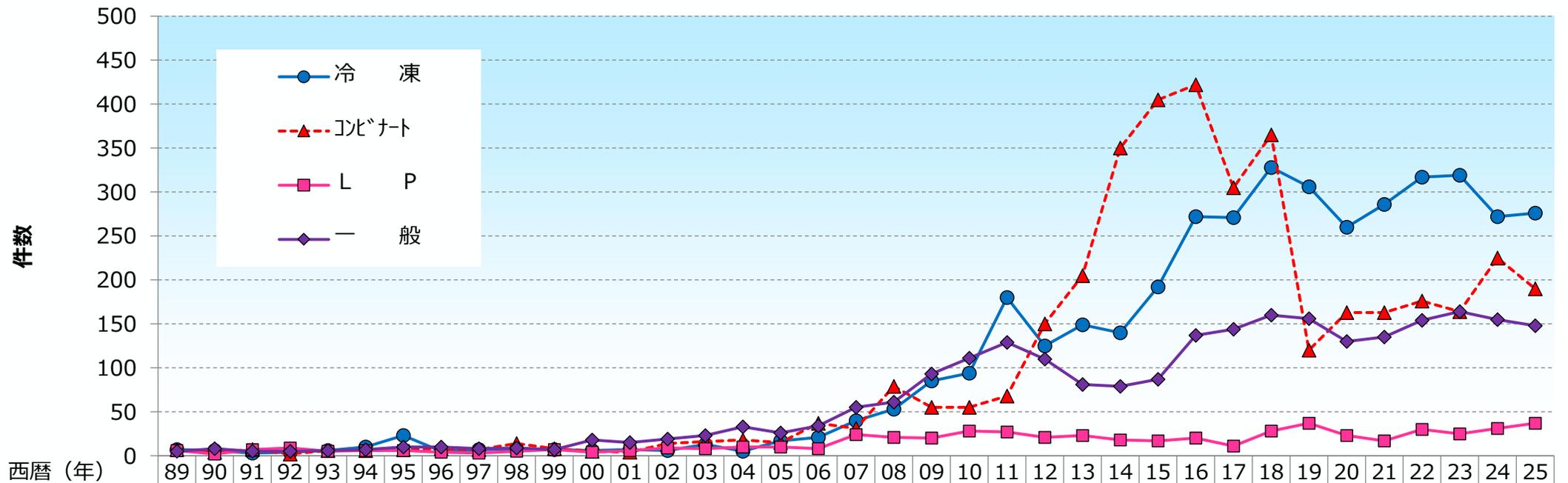
噴出・漏えいを除く、現象別の事故件数の推移

- 火災、破裂・破損の事故は前年より減少。爆発の事故は前年より微増だが、概ね例年と同様の傾向。



製造事業所の“種類別”の事故件数推移まで

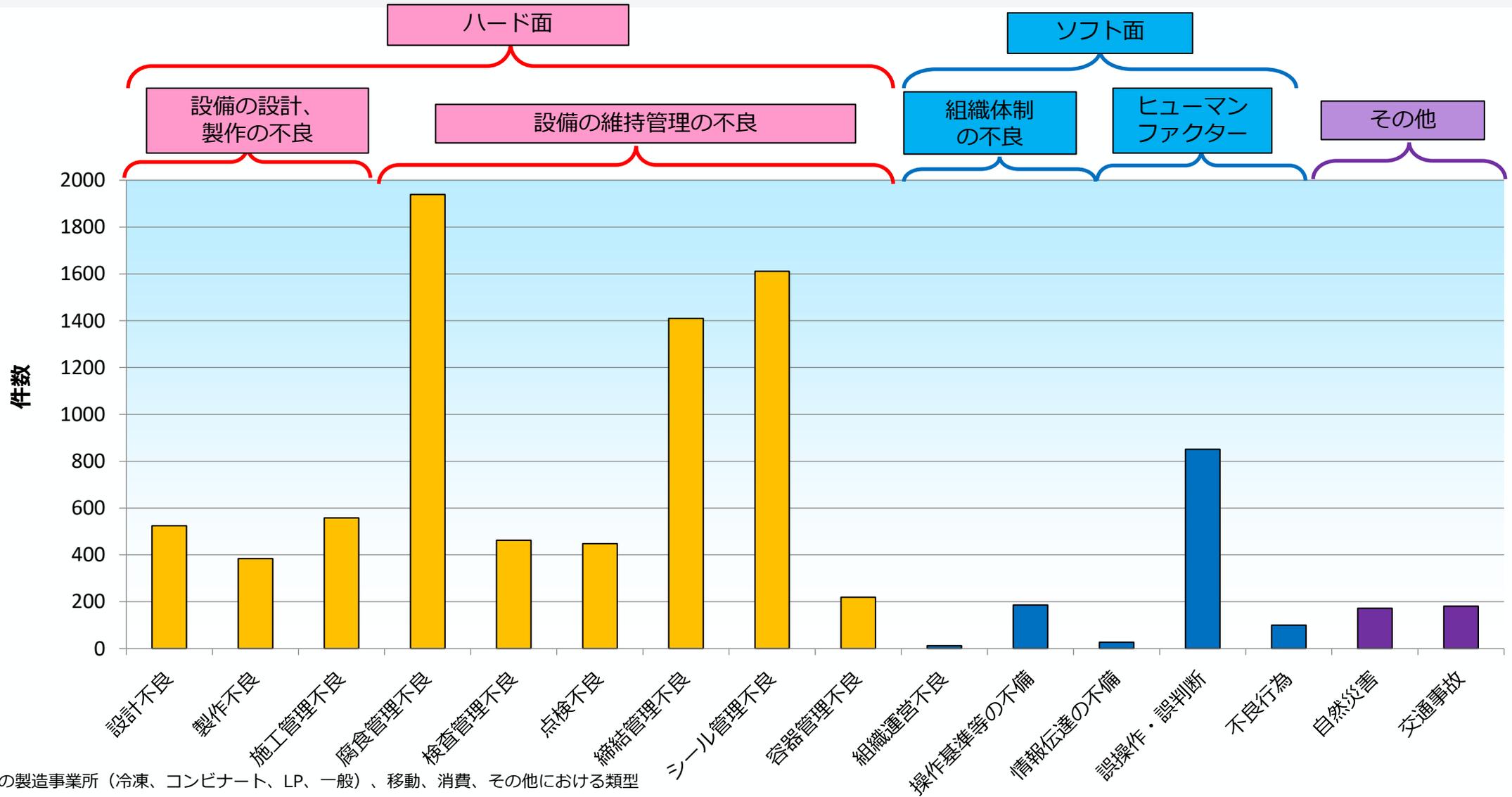
- 近年の製造事業所における事故は、**4割程度**が冷凍事業所で発生。
- 2025年は、**コンビナート**で事故件数が減少。



西暦 (年)	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
製造事業所合計	25	20	22	20	23	29	46	27	25	35	29	33	32	48	60	66	68	100	150	214	253	288	404	440	458	587	701	851	731	881	1619	5766	6016	7767	6726	8365	11651
冷 凍	7	6	3	4	6	10	23	5	7	7	7	6	7	6	13	5	17	21	40	53	85	94	180	125	149	140	192	272	271	1328	3062	2602	2863	1731	9272	2276	
コンビナート	7	4	7	2	6	6	7	8	7	14	8	5	4	14	16	18	15	37	31	79	55	55	68	150	205	350	405	422	305	365	1201	6316	3176	1642	2519	0190	
L P	6	2	7	9	5	6	6	4	3	5	7	4	6	9	8	10	10	8	24	21	20	28	27	21	23	18	17	20	11	28	37	23	17	30	25	31	37
一 般	5	8	5	5	6	7	10	10	8	9	7	18	15	19	23	33	26	34	55	61	93	111	129	110	81	79	87	137	144	160	156	1301	3515	4164	1551	148	

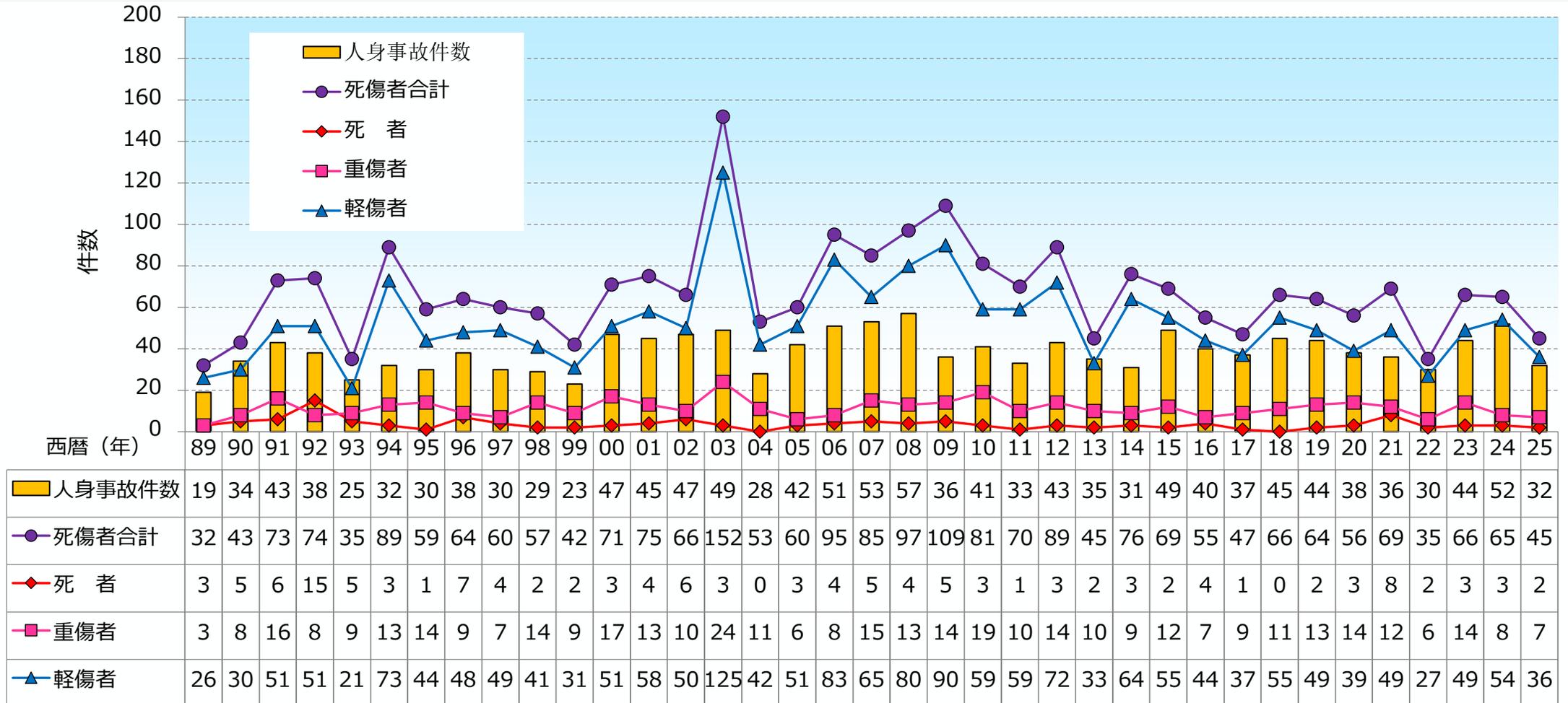
事故の原因分析

- ハード面での問題は腐食管理不良、ソフト面では誤操作・誤判断が多い。



人身事故件数及び死傷者数の推移

- 人身事故件数は、毎年一定程度発生しているが、近年は人為的なミスに起因するものが多い。
- 2025年の死者数は**2名**（詳細は別途説明）。



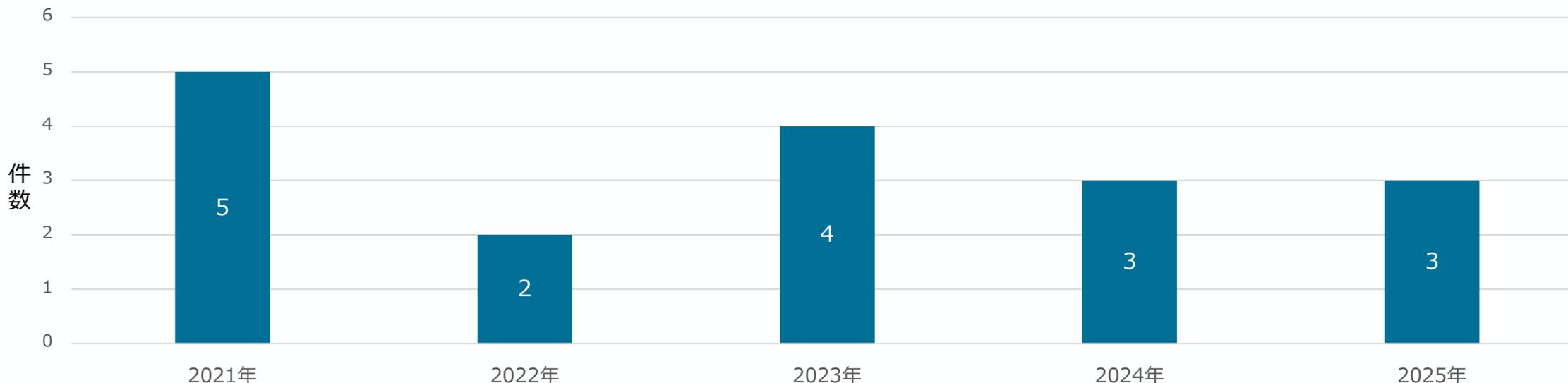
注：2003年の主な人身事故は、水産加工場でのフロン漏えい（39名）、スクラップ工場での塩素漏えい（20名）。

2. 重大事故及び法令違反件数について

高圧ガス保安法における重大事故について

- 高圧ガス保安法における重大事故（B1級以上）は、直近5年間で17件発生。
- A級事故は発生なし。

＜高圧ガス保安法における重大事故の推移＞



＜備考＞

- A級事故（高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領より）

次のいずれかに該当する事故。

① 死者5名以上の事故、② 死者及び重傷者が合計して10名以上の事故であって、①以外のもの、③ 死者及び負傷者（重傷者及び軽傷者をいう。以下同じ。）が合計して30名以上の事故であって、①及び②以外のもの、④ 爆発・火災等により建物又は構造物の大規模な破壊、倒壊滅失等の甚大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が5億円以上）が生じた事故、⑤ 大規模な火災又はガスの大量噴出・漏えいが現に進行中であって、大災害に発展するおそれがある事故

- B1級事故（高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領より）

次のいずれかに該当する事故。

① 死者1名以上4名以下の事故、② 重傷者2名以上9名以下の事故であって、①以外のもの、③ 負傷者6名以上29名以下の事故であって、①及び②以外のもの、④ 爆発・火災等により建物又は構造物の大規模な損傷等の多大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が1億円以上5億円未満）を生じた事故

- 「高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領」では、高圧法の法令違反があり、その結果として、災害が発生した場合には、高圧ガスが存する部分の事故に限らず「高圧ガスに係る事故等」として取り扱うこととしている。

2025年の重大事故

①埋設アセチレンガス容器爆発事故

- 日時：2025年5月27日
- 県名：東京都
- 事故区分：その他
- 事象：破裂・破損→爆発
- 事故原因：その他（調査中）
- 概要：

一戸建住宅の建設現場において、杭打ち作業中に埋設されていたアセチレン容器を破損させたことにより、何らかの原因で爆発が発生した。（アセチレンガスは、分解爆発性ガス（自己分解性ガス）であるため、支燃性ガスや着火源がなくとも燃焼爆発に至ることがある。）

新聞報道によると、軽傷者10名、事故現場周囲の住宅等約40棟に窓ガラスが割れるなどの被害が出た。

- 対応：
経済産業省では、①高圧ガスの適切な廃棄等、②高圧ガス容器の適切な管理について、2025年7月31日付けでHPにて注意喚起を実施。

②ガス溶断中の爆発事故

- 日時：2025年6月30日
- 県名：広島県
- 事故区分：消費
- 事象：爆発
- 事故原因：その他（調査中）
- 概要：

工場から廃品処理の依頼を受けた会社の作業員が、工場のガス溶断機（LPガス、酸素）を使用して廃品の浮棧橋を溶断していたところ、何らかの要因により、爆発が発生した。爆発により、作業員1名が死亡した。

- 対応：
三原市から事業者に対し、浮棧橋の溶断作業は中止し、安全な方法で対処するよう指導。

③三フッ化窒素製造設備爆発火災事故

- 日時：2025年8月7日
- 県名：群馬県
- 事故区分：製造事業所（一般）
- 事象：爆発→火災
- 事故原因：誤操作、誤判断、認知確認ミス
- 概要：

作業員が本来、操作する予定はなかった加圧槽の手動バルブを誤操作したことにより、配管で三フッ化窒素の急激な圧力変化、温度変化が発生。

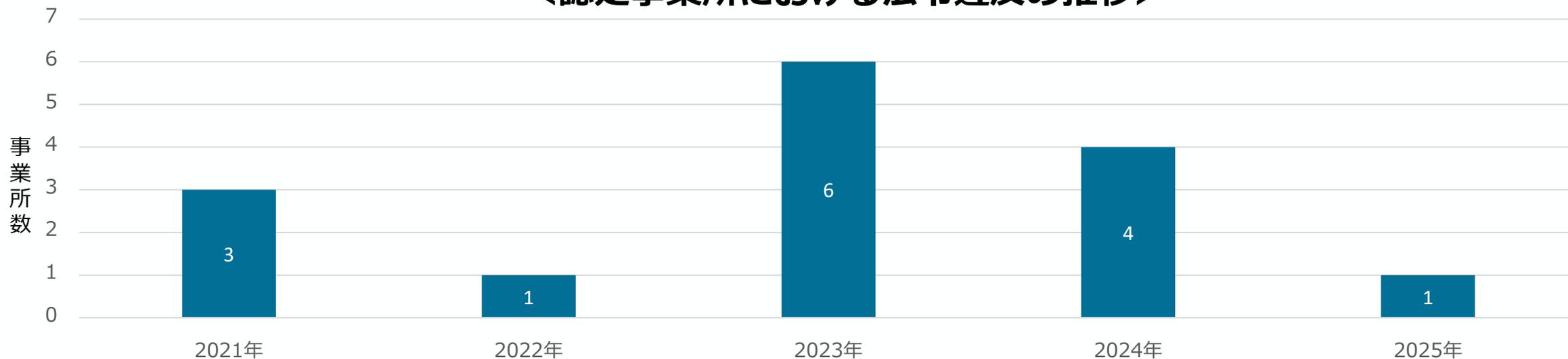
それにより生じた摩擦熱がバルブを形成する樹脂シートに着火し、爆発が生じたと推定される。爆発火災により、作業員のうち1名が死亡、1名が負傷した。

- 対応：
群馬県から事業者に対し、適切な再発防止策を講じること等を指導するとともに、法令（技術基準）の遵守状況について調査・確認（法令違反は認められず）。

高圧ガス保安法の認定事業所における法令違反について

- 2025年末時点で、84認定事業所が存在し、直近5年で累積15事業所において高圧ガス保安法の違反があった。
- 認定事業所は高い保安力が求められているところ、2025年は1事業所の法令違反があり、これは法令の理解不足等によるものであった。法定手続等の適切な実施のため、自治体と連携して引き続き注意喚起・指導等を行っていく。

＜認定事業所における法令違反の推移＞



＜備考＞

- 対象：高圧ガス保安法の認定事業所
- 計上基準：高圧ガス分野における法令違反事案のうち、国が権限を有する認定制度の認定取消に至ったもの、又は認定取消に至る蓋然性が高いものとして、国の行政処分（※）が行われているもの、又は国の行政文書による注意等が行われているものを計上。
- 計上時点：上記の国の行政処分・行政指導による注意や国のHPへの公表が行われた年をベースに計上。
※当該事案についての最終的な措置としての行政処分（認定取消し等）を指す。途中段階での行政処分（報告徴収や立入検査等）は含まない。